

## 平成31年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月26日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員（11人）  
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 堀 城
4. 欠席委員 佐美三 守
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 堀 城 金田 起代子
6. 議 事
  - (1) 議案 第12号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第13号 農地法第5条の規定に係る事業計画変更承認申請について
  - (3) 議案 第14号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第15号 平成31年度農業雇労賃の協定について
  - (5) 議案 第16号 農用地利用集積計画の同意について
  - (6) 議案 第17号 共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について
  - (7) 報告 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (8) 報告 第5号 農地の許可不要転用届の報告について

伊藤局長     それでは定刻となりましたので平成31年第4回の農業委員会の通常総会を開催いたしたいと思えます。

                  本日は、農業委員さんの出席者数は12名中11名ということで、過半数の出席に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。

                  それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまし

て、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長      こんにちは、出席いただきましてありがとうございます。今日の総会の審議がスムーズに行きますようお願いしまして、私のあいさつに代えさせていただきます。

伊藤局長      ありがとうございます。  
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長      それでは、平成31年第4回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員      異議なし。

田代議長      それでは、堀委員さんと金田委員さんをお願いします。  
それでは、ただいまより議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。  
それでは、今月の議案審議をお願いします。  
議案第12号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長      それでは、申請番号1番について確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員      申請番号1番につきまして説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は1,185㎡、耕作面積は6,386㎡、申請面積は1,185㎡です。貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族は2人、権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

田代議長      はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 はい、1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約1.2kmであり、農業年数約50年、農機具も所有し、主たる作物は米、野菜になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありますか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積808㎡、耕作面積4,809㎡、申請面積808㎡、所有権（有償）です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族1名、権利の種類売買です。よろしく申し上げます。
- 田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、2番について補足説明します。申請地までの通作距離は約500mで、農業年数約40年、農機具も所有し、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在

地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積555㎡，耕作面積25，700㎡，申請面積555㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小，家族3名，権利の種類売買です。以上です。よろしくお願いします。

田代議長 はい，事務局からの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい，3番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約100mであり，農業年数約55年，農機具も所有し，主たる作物は，米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。申請番号4番と5番については，同一案件ですので一括してお願いします。確認委員は齊藤委員さんですので説明をお願いします。

齊藤委員 申請番号4番と5番についてについて説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。4番が2筆とも登記田，現況田，登記面積合計621㎡，申請面積621㎡です。5番が登記田，現況田，登記面積386㎡です。2つとも権利の種類は所有権（有償），譲受理由は規模拡大，譲渡理由は規模縮小，家族3名，権利の種類は売買です。よろしくお願いします。

田代議長 はい，委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，4番・5番については，譲受人が同一ですので，併せて説明させていただきます。申請地までの通作距離は4番・5番ともに1km未満で，農業年数約70年，農機具も所有し，主たる作物は，米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番・5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので4番と5番については承認いたします。申請番号6番について、確認委員は齊藤委員さんですので説明をお願いします。

齊藤委員 申請番号6番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積562㎡，耕作面積12，230㎡，申請面積562㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小，家族3名，権利の種類売買です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい，委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい，6番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約300mであり，農業年数約30年，農機具も所有し，主たる作物は，米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので6番については承認いたします。申請番号7番について，確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号7番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記田，現況田，登記面積合計の779㎡，耕作面積17，598㎡，申請面積779㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由，譲渡理由ともに自作地の交換，家族1名，権利の種類は交換です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、7番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数約60年、農機具も所有し、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので7番については承認いたします。申請番号8番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号8番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記田、現況田、登記面積合計の779㎡、耕作面積6,386㎡、申請面積779㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由、譲渡理由ともに自作地の交換、家族1名、権利の種類は交換です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、8番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約600mで、農業年数約60年、農機具も所有し、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので8番については承認いたします。申請番号9番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

す。

中山委員 申請番号9番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。3筆とも登記畑，現況畑，登記面積合計で1,451㎡，耕作面積4,809㎡，申請面積同じく1,451㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大，譲渡理由規模縮小，家族1名，権利の種類は売買です。以上です。よろしくお願いいたします。

田代議長 はい，委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい，9番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約500mで，農業年数約40年，農機具も所有し，主たる作物は，米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので9番については承認いたします。申請番号10番について，確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号10番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積225㎡，耕作面積22,088㎡，申請面積同じく225㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大，譲渡理由規模縮小，家族3名，権利の種類は売買です。以上です。よろしくお願いいたします。

田代議長 はい，委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい，10番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約50mで，農業年数約35年，農機具も所有し，主たる作物は，米・

野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号10番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので10番については承認いたします。申請番号11番12番13番については同一案件ですので一括してお願いいたします。確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号11番12番13番について説明いたします。まず11番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積1,116㎡、耕作面積8,842㎡、申請面積同じく1,116㎡、貸借形態は賃借権です。譲受理由規模拡大、譲渡理由規模縮小、権利の設定は令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間です。12番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記畑、現況畑、登記面積は合計で1,331㎡、耕作面積8,842㎡、申請面積同じく1,331㎡、貸借形態は賃借権です。譲受理由規模拡大、譲渡理由規模縮小、権利の設定は令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間です。最後に13番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。3筆ともに登記畑、現況畑、登記面積合計1,671㎡、耕作面積8,842㎡、申請面積同じく1,116㎡、貸借形態は賃借権です。譲受理由規模拡大、譲渡理由規模縮小、権利の設定は令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、11番。12番・13番については譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。申請人は熊本市で営農している法人で、申請地までの通作距離は11番、12番、13番ともに約500mで、法人設立から約3年経過しており、農機具も所有し、また、今後導入も予定されています。主たる作物は、きくいも・らっきょう・かぼち



や等の野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号11番、12番、13番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので11番、12番、13番については承認いたします。申請番号14番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号14番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記田、現況田、登記面積は合計で597㎡、耕作面積6,677㎡、申請面積同597㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由その他、譲渡理由その他、家族2名、権利の種類は贈与です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、14番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約100mで、農業年数約20年、農機具も所有し、主たる作物は、米になります。この農地は昭和58年に緑川南部土地改良区が行った換地処分の際に登記すべき農地でしたが、その登記から漏れていました。そのため平成31年1月に緑川南部土地改良区が改めて登記を行い、その後耕作者へ所有権移転するものです。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号14番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので14番については承認いたします。申請番号15番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号15番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,211のうち302,75㎡、耕作面積8,745㎡、申請面積1,211㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由その他、譲渡理由その他、家族1名、権利の種類は贈与です。以上です。よろしくお願ひします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、15番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約200mで、農業年数約30年、農機具も所有し、主たる作物は、米とハーブになります。譲渡人は3名の共有名義であり、その中の1名が別の1名に持ち分を所有権移転するものです。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号15番について、委員さん方のご意見はありませんか。

委員 この持ち分というのは1枚の田に3名の所有権ということでしょうか。

事務局 はい、相続で持ち分を登記されていたものを今回贈与するということです。

田代会長 よろしいですか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので15番については承認いたします。申請番号16番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号16番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,017㎡、耕作面積4,035㎡、申請面積1,017㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由規模拡大、譲渡理由規模縮小、家族4名、

権利の種類は売買です。以上です。よろしくお願いします。

田代議長 はい、委員さんからの説明は終わりました。続けて事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい、16番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約1.3kmで、農業年数約40年、農機具も所有し、主たる作物は、米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号16番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので16番については承認いたします。以上で議案第12号については16件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第13号、「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。6ページをお開きください。事業者、事業目的、申請農地は議案書記載のとおりであり、当初計画と変更はありません。変更前、変更後の事業計画は、ともに個人住宅となっております。平成23年2月25日付け、農地法第5条許可を受けていましたが、計画していた資金調達が難しくなったため、事業を新たな事業者に継承する変更となります。なお、この新しい事業者につきましては5条の議案第14号、申請番号3番により転用申請が出ております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、議案第13号については承認します。以上で議案第13号について承認を得ましたので承認通知を発行し

ます。次に議案第14号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番につきまして説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況雑地，登記面積は89㎡，うち転用面積89㎡。権利の種類は所有権（有償）贈与。転用目的は駐車場です。よろしくお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，1番について補足説明します。地図は13ページです。申請人は岩古曾町に居住する個人で，所有する自動車が増え，自宅の近隣で駐車場を探していたところ，申請地が自宅の隣接地であり適していると考え，今回の転用申請となりました。なお，申請地は既に駐車場として利用されており始末書添付の案件となります。申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。申請番号2番について，確認委員は佃委員さんですので説明をお願いします。

佃委員 はい。申請番号2番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況畑です。登記面積325㎡，転用面積325㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅112.62㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、2番について補足説明します。地図は14ページです。申請人は松山町に居住する個人で、現在借家住まいであり、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は住環境が整っており適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願いします。

金田委員 はい、申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況雑地、登記面積178㎡、うち転用面積も178㎡です。権利の種類、所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅66、24㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。地図は15ページです。申請人は三拾町に居住する個人であり、現在実家暮らしです。マイホームを建築する土地を探していたところ、申請地が実家の隣接地であり適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね500m以内に宇土駅があり、第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。  
申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積348㎡、転用面積も同じく348㎡、権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は個人住宅115.52㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。地図は16ページです。申請人は、熊本市に居住する個人で現在借家住まいであり、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は閑静な住宅街の中にあり、また学校等生活する上で必要な施設も近隣に多数あり、宅地として非常に適した場所と考え、今回の転用申請となりました。申請地は、土地計画の用途地域であり、第3種農地となります。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。  
申請番号5番について、確認委員は齊藤委員さんですので説明をお願いします。
- 齊藤委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,191㎡、転用面積1,191㎡、権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は住宅兼資材置場130.73㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は17ページです。申請人は、熊本市南区富合町で電気工事業を営む個人で現在妻の実家暮らしです。子の成長に伴い住まいが手狭になってきたこと、経営拡大に伴い、県内一円が事業範囲になったことにより、住宅及び営業車駐車場兼資材置場を建築する土地を探していました。申請地は小学校や国道に近く、非常に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われますが、集落に接続して設置される場合に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。

山本委員 はい。申請番号6番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積459㎡、転用面積459㎡、権利の種類は所有権（無償）贈与。転用目的は太陽光発電施設です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明いたします。地図は18ページです。申請人は、福岡市に居住している個人で、申請地は父名義の農地で現在休耕地となっており、申請人自身も今後耕作を再開する意思が無く、農業以外での有効利用を考え、太陽光発電設備設置のため、今回の転用申請となりました。申請地は、おおむね300m以内に住吉駅があり第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番については承認をいたします。申請番号7番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 はい。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑，登記面積239㎡，転用面積も同じく239㎡，権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅80.94㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，申請番号7番について補足説明いたします。地図は19ページです。申請人は，宇城市に居住する個人で現在借家住まいであり，住宅を建築する土地を探していたところ，申請地は会社にも近く住環境が整っており，住宅地に適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は，土地計画の用途地域であり，第3種農地となります。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、7番については承認をいたします。申請番号8番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 はい。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記4筆とも田，現況田，登記面積は合計で2,653㎡，転用面積も同じく2,653㎡，権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は共同住宅3棟825,92㎡です。よろしく申し上げます。



- 田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号8番について補足説明いたします。地図は20ページです。申請人は、熊本市で不動産業を営む法人であり、共同住宅を検討していたところ、申請地が市街地から近く、環境が良かったため今回の転用申請となりました。申請地は、土地計画の用途地域であり、第3種農地となります。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、8番については承認をいたします。申請番号9番と10番については同一案件ですので一括してお願いします。確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。9番の登記は12筆が田、1筆が畑、現況はすべて雑地です。登記面積は13筆合計の2,625㎡、転用面積も同じく2,625㎡、続けて10番が登記5筆とも田、現況すべて田、登記面積が5筆合計で758.41㎡、権利の種類は9番が所有権（有償）売買、10番が賃借権の設定。転用目的は車輛置場です。よろしくお願いします。
- 田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号9番と10番について、関連するため一括して補足説明させていただきます。地図は21ページです。地図上で斜線の幅が広い個所が9番の申請地、狭い個所が10番の申請地となります。申請人は、松山町で運送業を営む法人です。これまで車輛置場として利用していた土地の賃貸借契約が終了することに伴い、新たな車輛置場として適当な土地を探していたところ、申請地は会社社屋と隣接しており、県道に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。転用申請の内容は、申請番号9番が所有権移転を、10番が賃貸借権

設定を申請されています。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。なお、申請地は造成中であったため、現状復旧を指導した農地であり、始末書添付案件となります。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番10番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、9番10番については承認をいたします。  
申請番号11番について、確認委員は谷山委員さんですので説明をお願いします。

谷山委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積500㎡、転用面積も同じく500㎡、権利の種類は使用貸借権設定。転用目的は個人住宅115.97㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号11番について補足説明いたします。地図は22ページです。申請人は、栗崎町に居住する個人で申請地は、父名義の農地で現在休耕地となっています。申請人の現在の住居は土砂災害警戒区域にあり、新たな住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われますが、集落に接続して設置される場合に該当し許可は可能です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号11番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、11番については承認をいたします。以上で、議案第14号については11件承認を得ましたので、申請番号1から8番及び11番については許可書を交付し、申請番号9番と10番については合計面積が3,000㎡を超えていますので、県ネットワーク機構常設審議委員会に諮問します。次に議案第15号、平成31年度雇労賃の協定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。24ページをお開きください。平成31年度の雇労賃の案ですけれども平成30年度と同一となっております。昨年度代かきを6,000円に設定しており、宇城管内でもほぼ同一の賃金となっております。

田代会長 事務局の説明は終わりました、委員さんの意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代会長 異議なしということですので議案第15号については同意します。次に議案第16号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。27ページをお開きください。番号19番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が3筆とも畑で、面積が1,443㎡、平成31年4月26日から令和5年4月25日までの5年間の賃借権の再設定となっております。借賃は10a当たり10,000円となっております。番号20番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積が999㎡、平成31年4月30日から令和2年4月29日までの1年間の賃借権の再設定となっております。借賃は10a当り米1俵となっております。番号21番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積2,577㎡で平成31年4月26日から令和5年4月25日までの5年間の賃借権の再設定となっております。借賃は1筆当たり31,000円となっております。番号22番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、面積合計2,001㎡で令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり10,

000円となっております。番号23番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積1, 376㎡で令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり10,000円となっております。番号24番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が2筆とも田で, 面積は合計の5, 280㎡, 令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当り10,000円となっております。番号25番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が2筆とも田, 面積の合計が3, 838㎡で令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり13,000円となっております。番号26番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目4筆ともに田, 面積が合計で5, 371㎡で令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり13,000円となっております。番号27番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が3筆とも田で, 面積は合計の3, 348㎡, 令和元年6月1日から令和10年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当り13,000円となっております。続きまして31ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして32ページをお開き下さい。こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと, 利用権の設定が26, 719㎡行われています。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が91, 324㎡, 所有権の移転が4, 066㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第16号については同意をいたします。以上で議案第16号について同意したことを市へ通知いたします。次に議案第17号, 共有不明農用地に係る農用地利用集積への同意についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 30ページをお開きください。これは先日法改正がありました農業経営基盤強化促進法第21条の2に基づき、宇土市から探索の要請をうけて、農業委員会で相続権原者の確知が不可能であることが判明しましたので同法第21条の3により共有不明農用地に係る農用地利用集積計画を定めるための公示を行うことに委員会の同意を求めるものです。

委員 これは、農地の名義人が死亡されて、相続人が不明だったため探索を行い誰もわからなかったということですか。

事務局 その通りです。3名の相続人が判明していましたが、住所地が現在使用されていない表記であったり、満州国であったりとかかなり古い住所地の相続人であったため、簡易書留にて通知しましたがいずれもあて先不明で返送されてきたものです。

委員 わかりました。これは全国でも早いほうでしょうね。

事務局 はい。県内でも2番目になり、あまり事例がなかったため担当は苦労していました。

田代会長 ほかに委員さんから意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代会長 異議なしということですので、議案第17号については同意します。次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目2筆とも畑で、面積が2筆合計1,431㎡となっています。貸人、借人は議案書記載の通りです。平成31年4月10日付け、借人変更による解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載の通りです。地目畑、面積1,154㎡となっています。貸人、借人は議案書記載の通りです。平成31年4月10日付け、借人変更による解約となっております。番号3番、解約農地は議案書記載の通りです。

地目2筆とも田，合計面積779㎡となっています。貸人，借人は議案書記載の通りです。平成31年4月12日付け，双方の合意による解約となっております。以上です。

田代議長 以上で，報告第4号につきましては事務局の報告を終わります。次に報告第5号，農地の許可不要転用届の報告についてを議題とします。それでは，事務局から報告をお願いします。

事務局 報告します。番号1番，届出農地，転用者，届出理由，所有者は議案書記載の通りです。転用面積が237，47㎡となっていますが，これは登記面積2，960㎡のうち，送電用鉄塔の敷地とするために必要な面積を分筆し転用するものです。農地法施行規則第53条第1項第11号において「電気事業者が，送電用電気工作物等の敷地として活用するために，農地を農地以外のものにする場合」は，農地法第5条許可申請が不要とされておりますので報告いたします。以上です。

田代会長 以上で報告第5号につきまして事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他，事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 事務局からはありません。

田代会長 今日は佐美三副会長が欠席ですので，以上で平成31年第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 堀 城 印

議事録署名人 金田 起代子 印